

# 私道整備事業について（PR版）

地域が主体となって行う私道の舗装や側溝改良等にかかる費用の一部を補助します。

## 1 補助対象団体

家屋連たん区域内の住民が組織する団体（町内会等）

## 2 補助対象となる私道

不特定多数の人の交通の用に供しており、将来にわたり交通の用に供することが見込まれる道路で幅員2.5m以上（道路改良工事の場合は、1.8m以上）で、かつ、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 道路の両端が公道に接続しているもの
- (2) 道路の一端が公道に接続し、かつ、他の一端が幅員2.5m以上の私道に接続しているもの
- (3) 道路の一端が公道又は幅員2.5m以上の私道に接続し、かつ、他の一端が学校、保育園、その他の公共施設へ通じているもの
- (4) 道路の一端が公道に接続し、当該私道の利用戸数が3戸以上の袋小路

※国、県、市道、農業用道路及び開発行為等により設置された道路で設置後10年を経過しない道路は、対象外です。

## 3 補助対象となる工事

- (1) 舗装新設工事
- (2) 側溝改良工事
- (3) 道路改良工事（工事の設計費や土地の分筆登記費を含み、用地取得費や物件補償費を除く）
- (4) 舗装修繕工事（舗装工事完了後、5年以上経過しているものに限る）

## 4 補助金の額

工事に要する費用又は市が定める補助基準額のいずれか低い額の40%以内、100万円を限度。

## 5 事業要望書の提出について

補助金の交付を受けようとする団体は、4月1日から8月31日までの間に、事業要望書（別記第1号様式）を提出してください。

※事業要望書には、次の書類を添付してください。

- ①設計書又は見積書（業者作成のもの）、②現況写真、③位置図、
- ④設計図（平面図、標準断面図、構造図）

## 6 留意いただくこと

- (1) 交付申請前に着工したものは対象外です。（事後申請不可）
- (2) 交付申請後であっても、交付決定通知前に着工したものは対象外です。

\* \* 要望から支払いまでの流れ \* \*

申請者

市長

工事の前年度

〈4月1日～8月31日まで〉

事業要望書  
(別記第1号様式)

提出

事業要望書受付

工事施工年度

〈～5月中旬〉  
補助金交付申請書  
(第1号様式)

通知

〈4月〉

回答書

(別記第2号様式)

提出

〈5月中旬～6月上旬〉

補助金交付決定通知書

(第2号様式)

※受理後、2週間程度必要

工事着工

通知

工事完了

補助事業完了実績報告書  
(第5号様式)

提出

※工事完了後、速やかに

通知

工事検査

補助金確定通知書

(第6号様式)

補助金請求書

提出

請求書受理

補助金受領

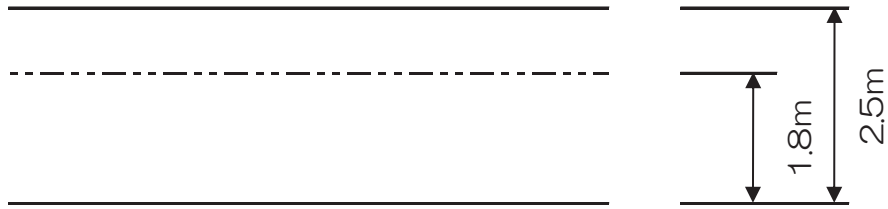
支払

(口座振込)

# 補助対象となる私道の例図（幅員と接続）

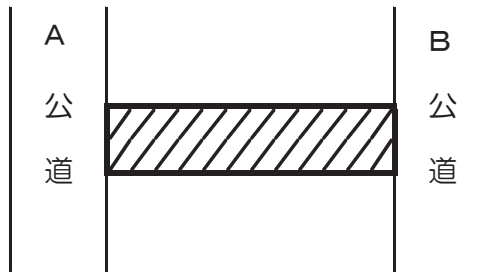
## 1 基本事項（幅員）

不特定多数の人の交通の用に供しており、将来にわたり交通の用に供することが見込まれる道路で幅員2.5m以上（道路改良（拡幅）工事の場合は、幅員1.8m以上）

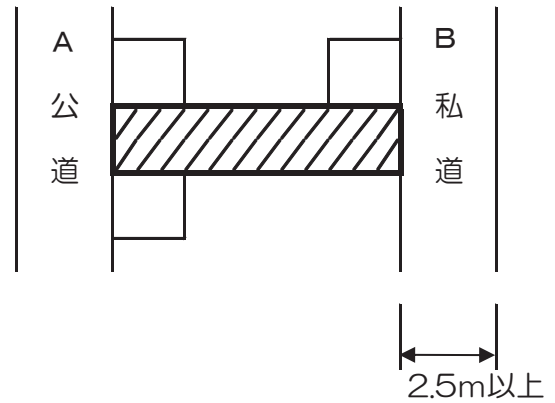


## 2 次のいずれかに該当するもの（接続）

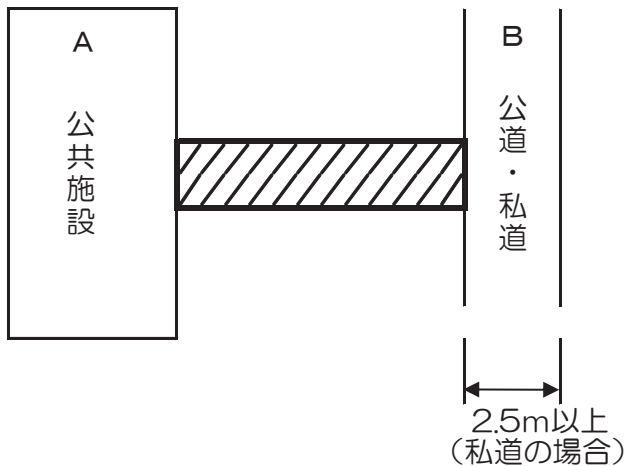
(1) 道路の両端が公道に接続しているもの



(2) 道路の一端が公道に接続し、かつ他の一端が幅員2.5m以上の私道に接続しているもの



(3) 道路の一端が公道又は幅員2.5m以上の私道に接続し、かつ、他の一端が学校、保育園その他の公共施設へ通じているもの



(4) 道路の一端が公道に接続し、当該私道の利用戸数が3戸以上の袋小路

